

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付運営要領

(令和3年10月19日制定)

改正 令和6年2月7日
令和8年3月27日

福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(福祉系高校)

第1条 規程第2条に定める「福祉系高校」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）をいう。

(貸付対象者、貸付期間及び貸付額)

第2条 貸付対象者、貸付期間、貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は次のア及びイに掲げる要件を満たすものとする。なお、他の都道府県と同資金と重複して貸付けを受けることはできない。

ア 福祉系高校に在学している者

イ 介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者で福祉系高校を卒業後、規程第12条第1項第1号の介護職員等として業務に従事しようとする者

(2) 貸付対象者の選定にあたっては福祉系高校から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこととする。

(3) 貸付期間は、貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している福祉系高校の正規の修学期間とする。なお、病気による休学、留年等特別の理由があると社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。

(4) 修学資金の貸付上限額は、次のアからエに掲げる事項の合算額以内とする。なお、修学資金については授業料、入学金に充当することはできない。

ア 修学準備金 入学時の貸付けに限り30,000円以内

なお、介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものとする。

イ 介護実習費 一年度あたり30,000円以内

なお、介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものとする。

ウ 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内する。

なお、福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講料、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

エ 就職準備金 卒業時の貸付けに限り200,000円以内

なお、福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものとする。

(貸付方法及び利子)

第3条 貸付方法及び利子は次のとおりとする。

(1) 本事業における貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

(2) 利子は無利子とする。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

2 連帯保証人は、貸付金の返還の債務を負担する能力を有する者でなければならない。

(貸付契約の解除)

第5条 貸付契約の解除については次のとおりとする。

(1) 借受人が次のアからエのいずれかに該当するに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、会長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行わないものとする。

ア 退学したとき

イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

エ 死亡したとき

オ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(2) 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一月以上引き続いて欠席したときは、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないことができる。

(3) 会長は、借受人が正当な理由がなく、会長が定める届出、報告等を提出しないときは、貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第5条の2 規程第13条の「会長が定める期間」については、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間とする。

(職権による返還決定)

第5条の3 会長は次の場合においては、借受人が返還免除対象業務に従事する意思がなくなったものとみなして、規程第13条により貸付金の返還を決定することができる。

- (1) 借受人が1年以上所在不明の場合
- (2) 借受人が正当な理由がなく会長が定める届出、報告等を提出せず、会長が相当の期間を定めて催告をしたにも関わらず、その期間内に借受人からの届出、報告等がない場合
(返還の債務の猶予期間)

第5条の4 規程第18条第1項第1号の事由による猶予期間は、当該事由が継続している期間とする。

2 規程第18条第1項第2号の事由による猶予期間は、同一事由の猶予期間は通算1年以内とし、事由が複数ある場合は、各事由の猶予期間を通算して2年以内とする。

ただし、規程第18条第1項第2号の事由による猶予期間中に、返還免除対象業務に在職する期間がある場合は、当該在職期間は猶予期間に通算しないこととする。

(猶予期間の延長)

第5条の5 前条の規定に関わらず、会長が特に必要と認めた場合は、猶予期間を延長することができる。

(返還の債務の当然免除)

第6条 返還の債務の当然免除については次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当したときとする。

(1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号事業所(同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年(以下、「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事故により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

3 返還免除対象期間の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

- 4 介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により規程第12条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うものとする。
- 5 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、規程第12条における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。本運用については、第8条における読み替えの適用は除くものとする。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行）

第7条 次の（1）に掲げる事由に該当するに至ったときは、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行するものとする。

- （1）福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（「介護福祉士修学資金等の貸付について」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）の第12の2（1）における充当資金返還免除対象業務と同義）に従事した場合は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程（以下「介護福祉士修学資金等貸付規程」という。）第2条第2項に規定する福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付け、規程第13条の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ移行することとする。
- （2）返還充当資金の貸付方法については、介護福祉士修学資金等貸付規程に基づくものとし、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、契約変更等を行い、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定へ付け替えを行い、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会内の会計処理で完結することとする。

（福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い）

第8条 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第6条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第6条、第7条（第6条において先述のとおり読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替える。

(返還の債務の裁量免除)

第9条 返還の債務の裁量免除については、次のとおりとする。

- (1) 規程第19条第1項の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- (2) 裁量免除の額は、県内において、規程第12条に規定する業務に従事した期間（第6条第3項と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は第6条第3項と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(申請・届出等の書式)

第10条 この運営要領における手続きにおいて必要な様式は、別表のとおりとする。

(帳簿書類)

第11条 会長は、資金の取扱いに当たっては、事務分掌を明確に定め、次の帳簿書類を備え付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 福祉系高校修学資金貸付台帳
- (2) 福祉系高校修学資金貸付者管理票
- (3) 総勘定元帳
- (4) 収入伺・支出伺
- (5) 預金通帳
- (6) 貸付決定（不承認）通知書の写
- (7) 償還金支払免除承認（不承認）通知書の写
- (8) 財務諸表
- (9) その他会長が必要と認める帳簿書類

(経理の区分)

第12条 会長は、資金の貸付業務を行うに当たっては、公益事業会計におけるサービス区分を設け、明確に経理しなければならない。

(会計年度)

第13条 資金の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び決算)

第14条 会長は、毎会計年度当初に、貸付事業計画に要する費用に関する収支予算書を作成し、知事の承認を得なければならない。

2 会長は、毎会計年度終了後、2か月以内に決算を終了しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第15条 福祉系高校修学資金貸付事業の資金は本貸付けの目的外に使用してはならない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この運営要領は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この運営要領は、令和6年2月7日に一部改正し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度までに貸付契約したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この運営要領は、令和8年3月27日に一部改正し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前に貸付決定した修学資金については、なお従前の例による。